

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（１型 部分精製・無毒化毒素）（酢酸トコフェロールアジュバ ント加）不活化ワクチン

平成23年2月8日(告示第359号)一部改正

動生剤基準の豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（１型部分精製・無毒化毒素）（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチンの3.4.3、3.4.6 及び 3.4.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。